

農業生産者育成事業募集要項

1. 事業の目的

農業生産者の生産性の向上と育成を図ることを目的として、市内の農業者がビニールハウスの設置や農機具の購入を行う場合に対して補助金を交付します。

本事業は、「志摩市補助金等交付規則」および「志摩市農業生産者育成事業補助金交付要綱」に基づき実施します。

2. 補助の内容

(1) 補助対象者

以下の要件をすべて満たす方が対象です。

- ・志摩市内に住所を有すること。
- ・農産物を生産・販売している、または生産・販売しようとしていること。
- ・市税を滞納していないこと。前年度に本補助金を受けていないこと。
- ・暴力団員等でないこと、および暴力団員等と密接な関係を有しないこと。

(2) 補助対象事業と補助上限額

補助対象経費は、以下のいずれか一方のみとなります。

事業内容	対象経費	補助上限額	補助率
農業用ビニールハウスの設置等	①新設に係る資材購入・設置工事費	①15万円	2分の1以内
	②中古資材・修繕に係る資材購入・設置工事費	②10万円	
農機具の購入	①新品の農機具購入費	①15万円	2分の1以内
	②中古品の農機具購入費	②10万円	

※注記

- * 補助対象経費は、消費税および地方消費税相当額を除いた額となります。
- * 算出額に100円未満の端数があるときは切り捨てとなります。
- * 予算の範囲内での交付となるため、要望額全額を補助できない場合があります。

(3) 交付の条件等

【共通】

- ・市内で実施する事業であること。
- ・農産物を生産し、直売所などへ出荷（予定）すること。（家庭菜園は対象外）
- ・交付決定の日から当該年度の3月31日までに完了する事業であること。
- * 年度末（3月31日）までに支払いを終え、実績報告を行う必要があります。

【ビニールハウス】

- ・設置したビニールハウスで3年以上作付けすること。

【農機具】

- ・購入した農機具を3年以上使用すること。
- ・農機具の購入単価が5万円以上（税抜き価格）であること。

3. 手続きの流れ

交付申請：事業着手前に申請書および必要書類を提出してください。



交付決定：市が審査し、適当と認めた場合に決定通知を送付します。



事業実施：必ず交付決定後に購入してください。



実績報告：事業完了後、速やかに報告書と領収書、事業内容の分かる写真を提出してください。

額の確定・請求：市の審査・確定通知後、請求書を提出いただき、補助金を交付します。

4. 提出書類（申請時）

【共通】

- ・志摩市農業生産者育成事業補助金交付申請書（様式第1号）
- ・見積書の写し

【ビニールハウス】

- ・位置図
- ・構造図（カタログ可）
- ・ビニールハウス等設置承諾書（申請者以外の者が所有する土地に設置する場合）

【農機具】

- ・カタログ
- ・製造年が確認できる書類（中古の場合）

5. 募集期間・提出先

期間：4月1日から（予算額に達し次第終了）

場所：志摩市 水産農林部 農林課（窓口持参）

問合せ：0599-44-0288